この規則は、公布の日から) [‡]	同	右 同
附則) :: 六	同	右 同
第十条第二項中「各部長」) :: :<	同	右 同
する。	局) 六	(事務員会)	公平委員会の事務の受託
	鰈) 四	(農村整備課)	程
青森県褒賞規則の一部			青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規
青森県規則第八十五号) :: 四	同	介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退
) :: 四	同	事業の廃止の届出
			介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援
平成十七年七月八日) :: ≡	同	介護保険法による居宅介護支援事業者の指定
) ∷ ≕	同	事業の廃止の届出
青森県裹賞現則の一部を攻			介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス
7	課祉 :: 三	保高 険福	介護保険法による居宅サービス事業者の指定
規) :: ::	同	右 同
	課祉) 政健 策福	生活保護法による介護機関の指定
道路の位置の指定	: 誤) 二		法律による指定地方公共機関の指定
出先機関			武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する
土地立入の許可			告示
土地改良区の定款変更の	郭課) 一	(総務学事課)	青森県褒賞規則の一部を改正する規則
大規模小売店舗の新設に			規則
同法第十条第二項の規定			日 次
特定非営利活動促進法第			
公告	(金曜日)	-1	-
右 同	月年 【 日	平成十七年	▲ヨドラボルグギー
右 同	= 1	/ 12 - -	
一	第一千五百号	第一工	

道 路	土土大大同特地提供	右	右	右	右
道路の位置の指定出 先 機 関	土地立入の許可	同 : :	同	同	同
(整備事務所)	(監理課) (農村整備課) (経営支援課) (原	同		同	同
:	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	:	:	:	:
\equiv		バ	. 八	七	-

正する規則をここに公布する。

則

を改正する規則

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正

の下に「、行政改革・危機管理監」を加える。

施行する。

弘前ガス株式会社

八戸ガス株式会社 青森ガス株式会社

青森県道路公社

社団法人青森県医師会

社団法人青森県エルピー ガス協会

社団法人青森県トラック協会

株式会社エフエム青森

青森朝日放送株式会社

弘南バス株式会社

青森放送株式会社

南部バス株式会社

青い森鉄道株式会社

下北交通株式会社

株式会社青森テレビ

弘南鉄道株式会社

黒石ガス株式会社 五所川原ガス株式会社 十和田ガス株式会社

十和田観光電鉄株式会社

津軽鉄道株式会社

示

青森県告示第五百七十三号

百十二号)第二条第二項の規定による指定地方公共機関を次のように指定する。 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第

平成十七年七月八日

青森県知事 村

Ξ 申 吾

青森県告示第五百七十五号

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成十七年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾 青森県告示第五百七十四号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十七年七月八日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

吉幸会 社会福祉法人	商店会社岡村	い動法人生きが 十和田 が が が が	名称	居宅介護
〇 市市田子郡田 上ノ平六 で 大字郡田 アマナモ で で で で で で で で で で で で で で で で で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り の り の	一の一字下モ沢向一三戸郡五戸町	の 六 番町 二九 九	所の所在地 主たる事務	護事業者
活型痴 介共呆 護同対 生応	貸福 与祉 用 具	訪問介護	0	居 業宅 介 重護
ムみろくの郷	かむら	い十和田へルパーステイ	名称	居宅介護
田二の 大字茂 の二字郡 田子 中町	ーの一 字下モ沢向一 三戸郡五戸町	の 六 番町 二 九 二	所 在 地	事業所
 - 二	七 六 七	三平 • 成 □	年月日	指定

上ノ平六〇 郷	幸会福祉法人吉	り村名ととんぐ	株式会社ゼンシ	名称	居宅介護支
を介護支援を 三戸郡田子町大 で介護支援を 三戸郡田子町大 三七 一番町二六の二 1寸・ 六式会社ゼンシ 青森市大字駒込 平成式会社ゼンシ 青森市大字駒込 平成 三七 一番町二六の二 1寸・ 六 1寸・ 1寸・ 1寸・ 六 1寸・	ノ田戸 平子郡 六字田 日町	番和町市	三京 丁都 目新 二区	所る 事務	援 事 業
の字茂市郡田市市東二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	ター みろく	所どんぐり	・ 森会 ケ社		宅介護
六 一 六 // // 月	二茂戸 市市郡田 中田町 田町	番和 町二市 六東	七蛍森 二八字 九駒	在	援 事 業
	芒 六	14.	〒平 · 成 · · · · · · · · · · · · ·	月	

青森県告示第五百七十六号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定にのとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により、次介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

平成十七年七月八日

青森県知事 三 村 申

吾

聖康会福祉法人	聖康会 社会福祉法人 弧弧	氏名 称 又 名は 住の主	指定居宅サービ
一字山辺一八 切市大字独 八	一字山 河市大字 八字 八独	所在地 地 スは は が が の の の の の の の の の の の の の の の の	ス事業者
通所介護	活型痴 介共呆 護同対 生応	類ビ ス の 種	宅
し センター こば デイサービス	ムこばし グループホー	名称	行居 宅 うサ-
ば 精森市大字小	の六○	所 在 地	事業所
"	三平 ・成 ・ 六 三	年 月 日 兄	

青森県告示第五百七十七号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条の規定により、次の指定居宅

八条第二号の規定により公示する。サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十

平成十七年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

· t · t	の 字 上 北郡 七戸町	工藤医院	療短 養期 介 護所	の四 学北郡 と 大三町	会療法人藤仁
"	富田六七の一 町大字常盤字 中津軽郡藤崎	ンター 事業所 常盤村社協デ	通所介護	富田七〇の一 町大字常盤字 の一字	祉協議会 常盤村社会 福祉法人
"	富田七〇の一 町大字常盤字 の一字	業所 問別 常盤村 社協訪 事	訪問入浴	富田七〇の一 町大字常盤字 の一字	祉協議会 常盤村社会 福祉法人
"	富田七〇の一 町大字常盤字 の一字	ービス事業所 ームヘルプサ が盤村社協ホ	訪問介護	富田七〇の一 町大字常盤 の 一字	祉協議会 常盤村社会 福祉法人
"	一の三 町大字西豊田 豊田 藤崎	祉協議会 藤崎町社会福 社会福祉法人	訪問入浴	一の三 町大字西豊田 豊田	祉協議会 藤崎町社会福祉法人 福祉法人
"	一町大字西豊田 南津軽郡藤崎	祉協議会 藤崎町社会福 社会福祉法人	訪問介護	一の三 町大字西豊田 豊田	祉協議会 議員 社会福祉法人 福祉法人
"	五 丁目一三の四 三沢市大町二	ーション ヘルパー ステ かさわ	訪問介護	一 青森市中央三	県看護協会 社団法人青森
三平	五 丁目一三の四 三沢市大町二	ーション いロー みさわ	訪問看護	一 青森市中央三	県看護協会 社団法人青森
年原月日山	所 在 地	名称	類 ビス の 種	住所 の所在地 又は は は が は が の の の の の の の の の の の り し り し り し り し り	氏名 称 又 名は
	業業所	行 う 事	宅	- ビス事業者	指定居宅サー

青森県告示第五百七十八号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次のと

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 公示する。

平成十七年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

す る。

『 平 ・成 六 六	六安の田	野市 三大 六字	六 字近野三六六の 字近野田 子 子 の	業所イリエ居宅介護支援事	六 野三六六の 青森市大字安田	有限会社イリエ
年 月 日	地	在	所	名称	の 所 在 地	名称
指定	新	う事	業を行	居宅介護支援事業を行う事業所	^喪 支援事業者	指定居宅介護支援事業者

青森県告示第五百七十九号

五条第二号の規定により公示する。 介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条の規定により、次の指定居宅

平成十七年七月八日

青

青森県知事 Ξ 村 申

吾

"	目一三の四五二二	所で護支援事業ハロー みさわ居	目二○の三○ 青森市中央三丁	看護協会
"	六七の一 大字常盤 字 富田 富田	介護支援事業所常盤村社協居宅	七〇の一 大字常盤字富田 南津軽郡藤崎町	議会 社会福祉法人常
14. 六三0	三 大字西豊田 田 の の の	議会 社会福祉法人藤	三 大字西豊田一の 南津軽郡藤崎町	議会 社会福祉法人藤
三平 • 成 ≅	四の五の五田町	ま 援センター つし 指定居宅介護支	四の五田町	医療法人正幸会
月日	所 在 地	名称	の 所 在 地	名称
廃 止	事 業 所	居宅介護支援事業を行う	慶文援事業者	指定居宅介護支援事業者

青森県告示第五百八十号

療養型医療施設がその指定を辞退したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十三条の規定により、次の指定介護 同法第百十五条第二号の規定により公示

平成十七年七月八日

青森県知事
Ξ
村
申

吾

工藤医院	名称
上北郡七戸町宮	開設
字道ノ上六三の四	
I	所
平成二十一	年指 月 日退

青森県告示第五百八十一号

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年七月八日

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程

青森県知事

Ξ

村

申

吾

の一部を次のように改正する。 青森県国土調査事業補助金等交付規程 (昭和四十年十月青森県告示第七百八十七号)

題名を次のように改める。

青森県地籍調査事業負担金交付規程

八十号。 同じ。)」に改め、「補助金及び」を削る。 第一条中「国土調査事業」を「地籍調査事業 (国土調査法 (昭和二十六年法律第百 以下「法」という。) 第二条第五項に規定する地籍調査の事業をいう。 以下

第二条を削り、第二条の二を第二条とする。

及び「(以下「補助金等」という。) 」を削り、同条を第二条の二とする。 規定する土地分類調査及び同条第五項」を「第二条第五項」に改め、「補助金及び」 二条の三の見出し中「補助金等」を「負担金」に改め、 同条中「第二条第三項に

第三条の見出し中「補助金等」を「負担金」に改め、同条中「補助金等」を「負担 金」に、「別表」を「次の表」に改め、司条に次の表を加える。

負担金の交付の対	家となる経費	負担金の額
次に掲げる測量等に要	(する経費	当該経費の
地籍図根三角測量	(5工程)	六分の五
地籍図根多角測量	(ㅇΗ맱)	(卡町村に
対空標識の設置	(PA工程)	あつては、
空中写真撮影	(PBI稈)	四分の三)
摩 宝 点 黑 量	(PC工程)	い相当する
空中三角測量(PC	ㅇ・┍ఠഥ[棵]	額以内の額
図名	(PFT鞮)	
一筆地調查	(ㅂⅡ맱)	
地籍雒恕測量	(뜨므맱)	
地積測定	(영王禔)	
地籍図及び地籍簿の	9作成 (H工程)	

第五条の見出し中「補助金等」を「負担金」に改め、同条中「、補助金等」を「、 負担金」に改め、同条第一号中「補助金等」を「負担金」に、「補助事業」を「負担 事業」に改め、司条第二号及び第三号中「補助事業」を「負担事業」に改め、司条第 四号中「補助率」を「負担率」に改める。

第六条中「補助金等」を「負担金」に改める。

第七条の見出し中「補助金等」を「負担金」に改め、同条中「補助金等」を「負担 金」に、「補助事業」を「負担事業」に改める。

第八条第一頃中「補助金等」を「負担金」に、「補助金(負担金)請求書」を「負 担金請求書」に改める。

第九条中「補助金等」を「負担金」に攻める。

第十条中「補助事業」を「負担事業」に、「補助金等」を「負担金」に改める。 別表を削る。

無一 中 様 式 中 「 事業補助金 (負担金) 交付申請書」 🖟 「地籍調査事業負担 金交付申請書」リン「 事業について補助金(負担金)」や「地籍調査事業に **しいて
世古外 に
対め、
同様式の
引続中**

「(十地分類調査事業の場合)

细木地岩	調	查計	画面	積	事	業	費	負 担	区分	備	考
調査地域	地	目	面	積		直接経費	附帯経費	県	市町村等	1佣	45
				km²	円	円	円	円	円		
					\bigvee						
計											
/批雜調本画	三米の	D+恒~	<u>~\</u>								

(地耤調査事業の場合)

似霊♀′厄武場ら州ら→母「土地分類調査事業にあつては大字の名称を、地籍調査事 業にあつては」検霊♀′に烘ら∞母「青森県国土調査事業補助金等交付規程別表の補 助金等」や「青森県地籍調査事業負担金交付規程第3条の表の負担金」UKSN®

県補助金 第二号様式中 県 負 担 金 に改める。 (負担金)

第二号様式中「

第四号様式中「 事業変更 (中止又は廃止) 承認申請書」 ゆ「地籍調査事業 変更(中止又は廃止)承認申請書」 リン「補助金(負担金)」 炒「負担金」 リント、青 森県国土調査事業補助金等交付規程」や「、青森県地籍調査事業負担金交付規程」リング

に改め、同様式の注の1中 金 補助金 (負担金)

「青森県国土調査事業補助金等交付規程」や「青森県地籍調査事業負担金交付規程」 に改める。

第五号様式中「 事業補助金 (負担金) 請求書」 似「地籍調査事業負担金請 求書」 リ、「基づく補助金(負担金)」 似「基づく負担金」 リ おるる。

第六号様式中「 事業遂行状況報告書」必「地籍調查事業遂行状況報告書」 U'、「補助金 (負担金)」 似「負担金」 U'、「 事業の」 似「地籍調査事業の」 U 松 め、同様式の別紙中

「(土地分類調査事業の場合)

\									
調査地域	経	費	X	分	- 調査計画面積	出来高面積	進士 トノ家	備	考
		直接経費		附帯経費	神 里 司 四 田 假	山木同山倶	たりみく 学	1/用	15
	円		円/	円	km²	km²	%		
		/							
計									
(地籍調査事業の場合)									

第七号様式中

事業実績報告書」や「地籍調査事業実績報告書」
リア

「補

事業が」を「地籍調査事業が」に改める。

助金 (負担金) 」を「負担金」

ľĆ

宗

洏 負 岀 宝

に改め、 同様式の注の1中

洏 (負担金) 補助

を

第八号様式中

「補助金(負担金)」 を「油協的」に改める。

第九号様式中

(土地分類調査事業の場合)

調査実績面積 Ш

調査地域

书

■

灩

直接経費

附帯経費

灬

市町村等

Z)

龕

妣

kii2

田

(地籍調査事業の場合)

빡

を削る。

附 則

この規程は、 告示の日から施行する。

青森県告示第五百八十二号

県は、 青森市から、 次の規約により、 公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森市と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託

第一条 青森市 (以下「甲」という。) は、 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基 同法第八条第二項に規定する公平委員会

の事務を青森県 (以下「乙」という。) に委託する。

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処

理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担

(その他必要な事項

第三条 とが協議して定める。 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、 甲と乙

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十三号

県は、 五所川原市から、 次の規約により、 公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(公平委員会の事務委託

五所川原市と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

第一条 づき、五所川原市 (以下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委 員会の事務を青森県 (以下「乙」という。) に委託する。 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 する。 理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、 (以下「委託事務」という。 甲が負担) を処

(その他必要な事項

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、 とが協議して定める。 甲と乙

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十四号

県は、 外ヶ浜町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

外ヶ浜町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託

第一条 づき、 会の事務を青森県 (以下「乙」という。) に委託する。 外ヶ浜町 (以下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委員 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処 理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担

(その他必要な事項

第三条(この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、 とが協議して定める。 甲と乙

則

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十五号

青

県は、 深浦町から、 次の規約により、 公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

深浦町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 深浦町 (以下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委員会 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基

の事務を青森県 (以下「乙」という。) に委託する。

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処

理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担

(その他必要な事項

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、 とが協議して定める。 甲と乙

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十六号

県は、 藤崎町から、 次の規約により、 公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

(公平委員会の事務委託)

藤崎町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

青森県知事

Ξ

村

申

吾

づき、藤崎町 (以下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委員会 の事務を青森県 (以下「乙」という。) に委託する。 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処 する。 理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、 甲が負担

(その他必要な事項

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、 とが協議して定める。 甲と乙

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

青森県告示第五百八十七号

県は、 中泊町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。 第一条

平成十七年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(その他必要な事項

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、

甲と乙

理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担

とが協議して定める。

中泊町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託

づき、中泊町 (以下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委員会 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基

第一条

の事務を青森県 (以下「乙」という。) に委託する。

青森県告示第五百八十九号

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

県は、

東北町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十七年七月八日

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処 理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙 (その他必要な事項)

とが協議して定める。

県

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。 則

第一条

(公平委員会の事務委託)

東北町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青

森

青森県告示第五百八十八号

七戸町から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

県は、

平成十七年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

する。

(その他必要な事項

七戸町と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基

づき、七戸町 (以下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委員会

の事務を青森県 (以下「乙」という。) に委託する。

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

とが協議して定める。

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、

甲と乙

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処

理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、

甲が負担

づき、東北町 (以下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委員会

地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基

の事務を青森県 (以下「乙」という。) に委託する。

公

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十七年七月八日

申請のあった年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成十七年六月十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりNPOサポートセンター

 \equiv 代表者の氏名 有谷 昭男

主たる事務所の所在地

兀

五 定款に記載された目的

する。 自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的と この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、 市民の

大規模小売店舗の新設に関する届出

告する 模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

平成十七年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

十和田元町ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田市元町東一丁目六の一外

| 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

ホー マック株式会社

2

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一

代表取締役社長 前田勝敏

株式会社コナカ

3

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一七の二

代表取締役社長 岸下武雄

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社エコプラス

代表取締役社長 井上元延 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

2 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

ホーマック株式会社

3

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四

代表取締役社長 前田勝敏

4

株式会社コナカ

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一七の二

代表取締役社長 岸下武雄

大規模小売店舗の新設をする日

兀

平成十八年三月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇、七七一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

八五六台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

(四)

3 荷さばき施設の位置及び面積 二四五台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

四八三平方メートル(位置は、

届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

九八立方メートル(位置は、

届出書添付図面のとおり)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

七

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社エコプラス

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

(___) 株式会社デンコードー 開店時刻 午前九時 (ワンダーグー) 閉店時刻 午前零時

 (\equiv) 開店時刻 株式会社デンコードー 午前十時 (ミスターコンセント) 閉店時刻 午後八時

株式会社デンコードー (スーパーデンコードー)

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午前零時

ホーマック株式会社

(五)

開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後九時

2

青

(六)

株式会社コナカ

開店時刻

午前十時

閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

七か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

届出年月日

平成十七年六月二十九日

九 届出書及び添付書類の縦覧

場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十七年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

平成十七年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

条第三項の規定により次のとおり公告する。 村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により市町

平成十七年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ幸畑店

青森市幸畑三丁目一の八

= 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

Ξ 青森市の意見の概要

兀 き事項について意見を有する者の意見の概要 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

意見を有する者の氏名及び住所

研

青森市幸畑三丁目一二の一二

2 意見の概要

理由

荷さばき施設は荷さばき車両が店舗の敷地内で転回可能な場所にお願いしたい。 現在店舗の西側にある荷さばき場を東側に移設することに対する要望

の連続音)が鳴り渡るのは困る。 店舗の東側は閑静な専用住宅地であり、荷さばき車両の騒音 (バックホーン

の発着点)が近いこともあって老人、幼児等の通行量が多く荷さばき大型車両 の通行、転回は交通安全上不安がある。 店舗の東側の道路 (市道幸畑団地七一号線) はバス停 (市営バス幸畑団地線

意見書の縦覧

場 所

五

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2

平成十七年七月八日から同年八月八日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

により公告する 村土地改良区の定款の変更を平成十七年六月三十日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 市浦

平成十七年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

土地立入の許可

条第二項の規定により、次のとおり土地立入の許可をしたので、同条第四項の規定に 東北電力株式会社に対して、土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第十一

より公告する。

平成十七年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

起業者の名称

東北電力株式会社

事業の種類

154kV北津軽支線青森 (変) 引込工事

Ξ 立ち入ろうとする土地の区域

兀 立ち入ろうとする期間

平成十七年七月十五日から平成十八年三月三十一日まで

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむ

平成十七年七月八日

つ市役所に備え置いて縦覧に供する。

むつ県土整備事務所長 木 村 正

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

五七・〇〇メートル 延 長 六・一○メートルまで六・一○メートルから 幅 員 〒平 成 奈 年指 月 日定 博

四の市下北町七七の

位

置